

大分県報

令和二年
第一四八号
十月十三日

（火曜日）

目次

告示

応急入院指定病院の指定	一
大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出（六件）	一
県営土地改良事業施行申請適當の決定及び縦覧	六
付保義務の発生	六
道路区域の変更	六
建築基準法による道路位置の指定	六

告示

大分県告示第五百七十一号
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第三十三条の七第一項に規定する応急入院指定病院として、次の精神科病院を指定した。
令和二年十月十三日

精神科病院の名称	所在地	指定期間
大分県立病院 精神医療センター	大分市豊饒二丁目八番一号	令二・一〇・一から 令五・三・三一まで

大分県告示第五百七十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和二年十月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アクロスプラザ森町

2 届出者の氏名又は名称及び住所
大分市大字森町字橋井手通百八十一番一 外

J A三井リース建物株式会社

代表取締役 工 藤 真 樹

東京都中央区銀座八丁目十三番一号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 株式会社チヨダ

代表取締役 澤 木 祥 二
東京都杉並区荻窪四丁目三十番十六号

外五者

変更後 株式会社チヨダ

代表取締役 杉 山 忠 雄
東京都杉並区荻窪四丁目三十番十六号

外五者

4 変更の年月日
令和二年五月二十一日

二 届出年月日

令和二年九月一日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和二年十月十三日から令和三年二月十五日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年二

令和二年十月十三日

大分県報（告示）

月十五日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第五百七十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和二年十月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
KCA・アクロスプラザ大分駅南

大分市東大道一丁目三番一号

2 届出者の氏名又は名称及び住所

片倉コープアグリ株式会社

代表取締役 小林 武雄

東京都千代田区九段北一丁目八番十号

3 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前 代表取締役 野村 豊

変更後 代表取締役 小林 武雄

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前 株式会社フードウェイ

代表取締役 後藤 圭介

福岡県福岡市西区小戸三丁目二十四番五十三号

外三者

変更後 株式会社フードウェイ

代表取締役 後藤 圭介

福岡県福岡市早良区高取一丁目二番二十二号

外三者

4 変更の年月日

(一) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

令和二年六月二十六日

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

令和元年七月一日外

二 届出年月日

令和二年九月一日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和二年十月十三日から令和三年二月十五日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年二月十五日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第五百七十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和二年十月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

大分日田ショッピングセンター

2 届出者の氏名又は名称及び住所
日田市大字渡里字大道町五十三番五 外
株式会社三喜

代表取締役 野 田 孝 文
千葉県柏市中央町二番八号
大和情報サービス株式会社
代表取締役 藤 田 勝 幸

3 変更した事項
東京都千代田区飯田橋二丁目十八番二号

(一) 大規模小売店舗を設置する者の住所
変更前 大和情報サービス株式会社

代表取締役 藤 田 勝 幸
東京都台東区上野七丁目十四番四号
外一者

変更後 大和情報サービス株式会社
代表取締役 藤 田 勝 幸

東京都千代田区飯田橋二丁目十八番二号
外一者

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 マツハヤ・コーポレーション株式会社
代表取締役 浦 川 宏 二

長崎県長崎市滑石二丁目一番三十八号
外二者

変更後 マツハヤ・コーポレーション株式会社
代表取締役 古 賀 幸 徳

長崎県長崎市滑石二丁目一番三十八号
外二者

4 変更の年月日

(一) 大規模小売店舗を設置する者の住所
平成二十八年七月十九日

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつ

ては代表者の氏名

令和二年六月十九日
2 届出年月日
令和二年九月一日

3 関係書類の縦覧
1 縦覧期間
令和二年十月十三日から令和三年二月十五日まで

2 縦覧場所
大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県西部振興局

4 その他
法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年二月十五日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第五百七十五号
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和二年十月十三日
大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要
1 大規模小売店舗の名称及び所在地
コスモタウン フリーモール佐伯（D区画）
佐伯市鶴岡西町二丁目百八十一番

2 届出者の氏名又は名称及び住所
三井住友ファイナンス&リース株式会社
代表取締役 橘 正 喜
東京都千代田区丸の内一丁目三番二号

3 変更した事項

大分県報（告示）

令和二年十月十三日

三

三

三

三

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 株式会社チヨダ

代表取締役 澤 木 祥 二

東京都杉並区荻窪四丁目三十番十六号藤澤ビルディング五階

外三者

変更後 株式会社チヨダ

代表取締役 杉 山 忠 雄

東京都杉並区荻窪四丁目三十番十六号

外三者

4 変更の年月日

令和二年五月二十一日

二 届出年月日

令和二年九月一日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和二年十月十三日から令和三年二月十五日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県南部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年二月十五日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第五百七十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和二年十月十三日

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コスモタウン フリーモール佐伯（C区画）

佐伯市鶴岡西町二丁目百六十六番

2 届出者の氏名又は名称及び住所

三井住友ファイナンス&リース株式会社

代表取締役 橘 正 喜

東京都千代田区丸の内一丁目三番二号

株式会社サンリブ

代表取締役 菊 池 毅

福岡県北九州市小倉南区上葛原二丁目十四番一号

3 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前 株式会社サンリブ

代表取締役 佐 藤 秀 晴

福岡県北九州市小倉南区上葛原二丁目十四番一号

外一者

変更後 株式会社サンリブ

代表取締役 菊 池 毅

福岡県北九州市小倉南区上葛原二丁目十四番一号

外一者

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 株式会社サンリブ

代表取締役 佐 藤 秀 晴

福岡県北九州市小倉南区上葛原二丁目十四番一号

外一者

変更後 株式会社サンリブ

代表取締役 菊 池 毅

福岡県北九州市小倉南区上葛原二丁目十四番一号

外一者

4 変更の年月日

(一) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

令和二年五月二十五日

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

令和二年五月二十五日

二 届出年月日

令和二年九月一日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和二年十月十三日から令和三年二月十五日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県南部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年二月十五日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第五百七十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和二年十月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

H I ヒロセスーパーコンポ白杵店

白杵市大字野田唐木田百七十六番地八

2 届出者の氏名又は名称及び住所

芙蓉総合リース株式会社

代表取締役 辻 田 泰 徳

東京都千代田区麹町五丁目一番地一

株式会社ホームインブルーメントひろせ

代表取締役 中 澤 孝 志

大分市大字古国府二百四十三番地九

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の住所

変更前 芙蓉総合リース株式会社

代表取締役 辻 田 泰 徳

東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二十三号

外一者

変更後 芙蓉総合リース株式会社

代表取締役 辻 田 泰 徳

東京都千代田区麹町五丁目一番地一

外一者

4 変更の年月日

令和二年六月一日

二 届出年月日

令和二年九月一日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和二年十月十三日から令和三年二月十五日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年二月十五日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第五百七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、大分市大字中尾七百七十五番地の一の安部雅己からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和二年十月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名

県営経営体育成基盤整備事業
（区画整理）

地区名
賀来中尾地
区

縦覧期間
令二・一〇・一三から
令二・一一・四まで

縦覧場所
大分市役所

大分県告示第五百七十九号

宇佐市加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

令和二年十月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第五百八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和二年十月十三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和二年十月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類
及び路線名

区 間

区域変更
前後別

敷地の幅員

延 長

県道佐伯津
久見線
佐伯市弥生大字床木字日詰二五九二番二から
佐伯市弥生大字床木字横谷二四九八番一地先まで

後	前
二〇・六 八・二	二〇・六 八・二
三六〇・〇	三六〇・〇

大分県告示第五百八十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のように道路の位置を指定した。

令和二年十月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定番号	指 定 位 置	指 定 年 月 日	道路の幅員	道路の延長
白第三一―番三	白杵市大字戸室字大原五七七番一及び五七七番九	令二・九・二四	メートル 六・〇〇	メートル 六八・〇五
大土第二―番三	由布市湯布院町川上字宮園前三六一七番三及び三六一七番三地先水路	令二・九・二四	四・〇五	二二・二三